

家畜商免許<登録変更・書換>申請にあたり必要な書類等

家畜商は、次に掲げる事項に変更が生じたときには申請が必要です。

- ・氏名、住所
- ・家畜取引の業務にかかる事業所の所在地
(法人にあってはその名称、本店および家畜取引の業務にかかるその他の事業所の所在地、代表者の住所および氏名)
- ・家畜取引の業務に従事する使用人その他の従業者の住所、氏名、従事する事業所
- ・家畜取引の業務に従事する使用人その他の従業者の増員または減員

必要書類については、下記一覧表をご確認ください。

必要書類等	変更事項				
	個人登録者の住所・氏名	法人登録者の法人名・法人代表者名・法人本拠地	従業者の住所・氏名・従事する事業所	従業者の増員	従業者の減員
登録変更申請書	○	○	○	○	○
家畜商免許証書換交付申請書	○	○	○	○	○
顔写真2枚	○	○ (全員分)	○ (該当者分)	○ (該当者分)	
家畜商講習会修了証明書の写し				○ (該当者分)	
誓約書				○	
従業者調書			△ (住所・氏名変更の場合)	○	
登記事項証明書		○			
定款写し		○			
現在の免許証(掲示用)	○	○	○	○	○
現在の免許証(携帯用)	○	○ (全員分)	○ (該当者分)		○ (該当者分)
手数料	1,200円 (変更項目が複数あっても一律)				

※「全員分」とは、家畜商である従業者(使用人)がいる場合をいう。

1. 登録変更申請書

※本県から他都道府県への転居や本拠地移転の場合は、本県への申請は登録変更申請のみ提出。移転先の都道府県で登録変更や書換交付申請を行ってください。

2. 家畜商免許証書換交付申請書

3. 写真2枚(上半身、無帽、正面向き、無背景、2cm×3cm程度、6か月以内に撮影したもの)

4. 現在の家畜商免許証

※変更前の免許証は返納いただき、新規交付または裏書の修正(様式第3号:店舗掲示用)となります。
 ※亡失している場合は、再交付も同時に申請してください。

5. 手数料 1,200円

※紙での申請の場合はキャッシュレス決済、現金支払いとなるため、滋賀県農政水産部畜産課へ申請書類をお持ちの上、お越してください。
 ※電子申請の場合は、クレジットカード決済となります。入力画面でご確認ください。

※6. 従業者(使用人)を増員するとき

- ・家畜商としての業務に従事させる者にかかる「従業者調書」
- ・「家畜商講習会修了証明書の写し」
- ・誓約書

※7. 従業者(使用人)を減員するとき(この場合、上記3.の写真是不要です)

- ・減員となる者の家畜商免許証(様式第4号:個人用)※返納いただきます。

法人登録の方で該当の場合は以下も併せて添付してください。

※法人名、所在地、代表者名等に変更があるときまたは事業所の増設や移転があるとき

- ・変更後の内容がわかる「定款の写し」
- ・変更したことがわかる「登記事項証明書」

申請先・お問合せ先

滋賀県農政水産部畜産課 管理係 (〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1)

TEL 077-528-3851 FAX 077-528-4883